

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月20日

島根県監査委員	生	越	俊	一
	同	岩	田	浩
		同	錦	織
			同	厚
			同	雄
			後	藤
				勇

平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>(1) 団体に対する意見</p> <p>① A E Dの使用訓練の実施について</p> <p>【該当指定管理者】</p> <p>A E D（自動体外式除細動器）については、近年県の庁舎や公の施設でも設置が進んでおり、緊急時の人命救助につながる機器として、その重要性に対する認識が広がっている。</p> <p>今回の監査では、指定管理者制度導入施設である公の施設におけるA E Dの設置状況や指定管理者における使用訓練の状況等を確認した。</p> <p>その結果、今回監査したほとんどの施設でA E Dが設置されていたが、職員を対象とする使用訓練については定期的な実施がされていない例が見受けられた。</p> <p>A E Dはその機能上、多くの県民が利用する公の施設においては特に重要な機器であり、緊急時において適切に使用されることが必要であるため、A E Dが設置されている施設の指定管理者においては、職員に対して毎年度使用訓練の機会を設けるなど、定期的な使用訓練の実施について適切な対応を取られたい。</p>	<p>① A E Dの使用訓練の実施について</p> <p>((公財)しまね海洋館)</p> <p>定期的にA E Dを使用した「普通救命講習」を受講させており、全職員が講習を修了している。また、浜田市のまちかど救急ステーションの事業所認定も受けている。</p> <p>((株) S P Sしまね)</p> <p>毎年、松江消防署の協力を得て、館内職員研修として全職員を対象に「普通救命講習 I」を実施している。</p> <p>今後も職員に定期的に受講させることで、職員のスキルの維持、向上に努め、緊急時に適切に対応できるよう努める。</p> <p>((公財)しまね自然と環境財団)</p> <p>これまでも定期的にA E D使用訓練を実施しており、本年でも3月に全職員を対象に同訓練を実施した。</p> <p>特に三瓶自然館は、救急隊の到着に時間がかかることが想定されることから、同訓練を重視し、今後も定期的に訓練を実施する方針としている。</p> <p>((株)島根東亜建物管理)</p> <p>平成29年度指定管理事業計画書において、職員を対象に、松江消防本部によるA E Dを含んだ普通救命講習を年1回実施することとした。</p> <p>(N P O法人 国際交流フラワー21)</p> <p>毎年1回、スタッフ全員（正職員、パート）を対象にA E D訓練を実施している。</p> <p>((公財)ホシザキグリーン財団)</p> <p>年1回、全職員を対象に消防署の指導の下、救命救急とA E Dの使用訓練を実施している。</p>

② 不審者対策の実施について

【各指定管理者】

昨今、多くの人々が利用する集客施設等での危機管理の一環として、火災発生時の避難や防火対策の訓練、自然災害発生時の対応の訓練とともに、外部からの不審者の侵入や危険な行動に対処する訓練等の重要性に関する認識が高まりつつあり、今回監査した指定管理者制度導入施設でも、このような不審者の侵入を想定した訓練等の取組が見られた。

危機管理への社会的な意識は今後更に高まっていくと考えられることから、各指定管理者においては、指定管理者制度導入施設における危機管理の充実に向けた取組の一環として、不審者対策の

((一財)くにびきメッセ)

応急救護訓練等の際に、定期的に職員向けのAED訓練を行う。

((公財)しまね産業振興財団)

毎年1回、職員を対象としたAED使用訓練を実施している。

(NPO法人 出雲スポーツ振興21)

年1回、全職員を対象に使用訓練を行うこととしている。

((株)ISP)

年1回、全職員を対象に心肺蘇生法及びAEDの使い方の研修会を開催し、使用訓練を行うこととしている。

(ミュージアムいちばた)

平成29年2月21日の休館日を利用して、アテンダント及び事務所スタッフが、出雲市消防本部職員から普通救命救急講習(心配蘇生法の講義・実技)を受講し、緊急時におけるAEDの使用方法や、館内で実際に起きた場合の対処方法等を学んだ。

今後もAEDの使用訓練を定期的にも実施し、来館者対応に役立てたい。

② 不審者対策の実施について

((公財)しまね海洋館)

平成29年3月7日に不審者及び不審物を想定したテロ対策訓練を浜田・江津警察署、機動通信課、警備部機動隊と合同で実施した。

((株)SPSしまね)

従来、緊急対応フローを名刺サイズの冊子にまとめ、勤務中は全職員に携帯させるなど、緊急事態の発生に備えてきたが、不審者侵入を想定した訓練等は実施していなかった。

平成29年度は9月に松江警察署の協力を得て、館内職員研修として防犯体制強化に繋がる訓練・講習の実施を計画しており、今後も犯罪やテロ、不審者

実施に一層努められたい。

対応に備え、継続して施設の防犯体制強化に努める。

((公財)しまね自然と環境財団)

これまでもさまざまな危機を想定し各種訓練を実施しており、不審者対策としては平成27年6月、大田警察署の指導のもと、対応訓練を実施した。この他、不審者に備え、刺股、催涙スプレーを、各受付付近に常備している。

今後も、さまざまな危機を想定しながら、訓練や危機管理マニュアルに反映させ、利用者のより一層の安全確保に努めていく。

((株)島根東亜建物管理)

平成29年度指定管理事業計画書において、職員を対象に、社内の警備員指導教育責任者による防犯講習を年1回行うこととした。

(NPO法人 国際交流フラワー21)

今後、不審者対策についての訓練を実施し、職員の危機管理意識を高めていく。

また、今年度中を目処に、訓練結果をもとにして不審者対策のマニュアルを作成することとしている。

((公財)ホシザキグリーン財団)

危機管理対応マニュアルの中で不審者対策についても定め、対応を行っている。

((一財)くにびきメッセ)

危機管理マニュアルを見直し、不審者対策が適切に実施されるよう措置している。

((公財)しまね産業振興財団)

不審者対策訓練と不審者対策マニュアルの策定を行うこととした。

(NPO法人 出雲スポーツ振興21)

毎日の巡視点検等に併せて、不審者や不審物の確認を行うこととしている。

危機管理マニュアルの被害シナリオをもとに年1

③ 受託収納計算書の提出について

【該当指定管理者】

指定管理者制度導入施設の使用料収入について、使用料収入が県収入となるいわゆる「代行制」を採用している場合、指定管理業務の基本協定書においては、毎月の使用料収入を翌月に県に納付することに伴って、知事（又は教育長）及び会計管理者に当該使用料収入に係る受託収納計算書を納付後に提出するよう定められているが、今回監査した指定管理者については、当該計算書を提出していなかったり、知事又は教育長には提出しているが会計管理者に提出していない例が見受けられた。

この計算書は、県が歳入を速やかに捕捉するためのものであり、代行制を採用している施設の指定管理者においては、基本協定書の規定を遵守し

回の机上・実地訓練を行うこととしている。

((株)ISP)

毎日の巡視点検等に併せて、不審者や不審物の確認を行うこととしている。

夜間利用者が増加する夏季シーズンは、警備会社に夜間巡回（2名）を委託することとしている。

((株)MIしまね)

危機管理基本マニュアルを策定し、緊急連絡網や初動対応チェックシートなどを定めている。

また、松江警察署古江交番に日頃から積極的な現場巡回を行っていただくなど、不審者侵入時のスムーズな連携強化に努めている。

(ミュージアムいちばた)

国がとりまとめた「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」にて示されている「テロ対策への意識の向上・取組体制の構築」「見せる警戒・施設利用者の協力によるテロ対策」「環境・資機材等の整備によるテロ対策」について職員で共有・周知するとともに、実施可能な対策について可能な限り講じている。

③ 受託収納計算書の提出について

((株)SPSしまね)

従来、受託収納計算書は翌月10日までに知事あての月次報告書と併せて提出し、所管課を通じて会計管理者へも提出をしてきた。今後は、知事あてのものとは別に会計管理者あてのものを用意することとし、引き続き遅滞なく提出する。

((株)島根東亜建物管理)

県から受託収納計算書の様式が提示されたことを受け、平成28年11月分の使用料の納付から受託収納計算書の提出を開始した。

((公財)しまね産業振興財団)

基本協定書の規定に基づき、指定期限内に知事及び会計管理者に受託収納計算書を提出するよう改め

て当該計算書を知事（又は教育長）及び会計管理者へ提出されたい。

④ 再委託の通知について

【各指定管理者】

指定管理業務の基本協定書では、当該業務の一部について指定管理者が第三者への再委託を行う場合、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知するよう定められているが、今回の監査において、当該通知が行われていない例が見受けられた。

この通知は、県が指定管理業務を指定管理者に委託する中で、例外的に認めている部分的な再委託の状況を的確に把握するためのものであり、指定管理者においては基本協定書の規定を遵守し、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知されたい。

た。

((株)MIしまね)

使用料収入を県に納付した際には、受託収納計算書を教育長及び会計管理者へ提出する。

(ミュージアムいちばた)

毎月、教育長に報告する業務報告書に受託収納計算書を添付して提出していたが、平成28年10月業務報告書提出分以降、受託収納計算書を教育長及び会計管理者宛にそれぞれ提出し報告している。

④ 再委託の通知について

((公財)しまね海洋館)

基本協定書の規定に基づき、毎年度再委託の通知を行っている。

((株)SPSしまね)

施設の維持管理業務に関して再委託をしており、指定管理の応募書類及び年度毎の事業計画書に、再委託先業者の名称と対象業務について記載し、通知を行っている。今後も基本協定書の規定を順守し、適切に通知する。

((公財)しまね自然と環境財団)

平成17年度の指定管理者制度導入以降、適切な通知に努めている。

((株)島根東亜建物管理)

県から再委託の通知について指示されたことを受け、平成29年5月18日に県に対し再委託先の一覧を報告した。

(NPO法人 国際交流フラワー21)

平成28年10月の指定管理者公募における指定管理者指定申請書において、再委託業者名と再委託の対象業務を島根県に通知した。

今後は、各年度の2月末日提出期限となっている翌年度の事業実施計画提出に合わせて、再委託業者等を通知する。

((公財)ホシザキグリーン財団)

再委託の通知については、これまで再委託の対象業務は事前に県に通知しているが、再委託先業者の名称は前年度分について事後報告を行っていた。

平成29年度分からは、再委託先業者の名称について、当該年度の5月までに報告することとした。

((一財)くにびきメッセ)

再委託先業者の名称と再委託の対象業務をすでに県に通知している。

((公財)しまね産業振興財団)

第三者へ再委託する業務について、基本協定書の規定に基づき、再委託先業者の名称と再委託の対象業務を県に通知する。

(NPO法人 出雲スポーツ振興21)

基本協定書に基づく翌年度の事業計画書の提出に併せ、再委託業者の名称と再委託の対象業務を県に通知することとしている。

((株)ISP)

基本協定書に基づく翌年度の事業計画書の提出に併せ、再委託業者の名称と再委託の対象業務を県に通知することとしている。

((株)MIしまね)

事業計画書に再委託先業者名及び対象業務を記載し、県に提出する。

(ミュージアムいちばた)

指定管理業務の一部を第三者へ再委託する際には、再委託先業者名及び対象業務について、県に文書で通知する。

(2) 所管課等に対する意見

① AEDの使用訓練について

【該当所管課】

団体に対する意見で述べたように、AEDはそ

① AEDの使用訓練について

(人事課)

指定管理施設におけるAED設置等の実態を把握

の機能上、多くの県民が利用する公の施設においては特に重要な機器であり、緊急時において適切に使用されることが必要である。

AEDが設置されている指定管理者制度導入施設の所管課においては、当該施設におけるAEDの設置、維持管理、使用訓練等の実態を把握するとともに、指定管理業務に当たる職員を対象とする使用訓練が定期的実施されるよう指導されたい。

② 不審者対策の実施について

【各所管課】

団体に対する意見で述べたように、不審者対策は危機管理の一環として、火災や自然災害等への対応と同様にその重要性に関する認識が高まりつつあるため、所管課においては、各指定管理者による不審者対策の実施状況を把握するとともに、指定管理者において不審者対策が適切に実施されるよう指導に努められたい。

③ 受託収納計算書の提出について

【該当所管課】

団体に対する意見で述べたように、受託収納計算書は県が歳入を速やかに捕捉するためのものであるため、当該計算書の提出を要する指定管理者制度導入施設の所管課においては、当該計算書が基本協定書の規定に従って提出されるよう指導されたい。

④ 再委託の通知について

【各所管課】

団体に対する意見で述べたように、再委託の通知は、県が例外的に認めている部分的な再委託の状況を的確に把握するため必要なものであり、所管課においては、基本協定書の規定に従って通知が行われるよう指導されたい。

し、設置している場合は職員を対象とする使用訓練が定期的実施されるよう指導した。今後も定期的な実施を指導していく。

(文化財課)

AED設置施設では、各消防本部等と連携して、AED使用方法の講習会などを実施している。今後も定期的な実施を指導していく。

② 不審者対策の実施について

(人事課)

指定管理者による不審者対策の実施状況を把握し、必要に応じて危機管理マニュアルの見直し等、不審者対策が適切に実施されるよう指導した。

今後も、適宜マニュアルの見直しなど、適切に対応されるよう指導していく。

(文化財課)

各施設において、危機管理マニュアルを整備し、不審者の侵入等に備えている。

今後も、適宜マニュアルの見直しなど、適切に対応されるよう指導していく。

③ 受託収納計算書の提出について

(人事課)

受託収納計算書の提出について、改めて指導した。

(文化財課)

基本協定書の規定に従い、受託収納計算書を提出するよう、改めて指導した。

④ 再委託の通知について

(人事課)

指定管理者がその業務の一部を再委託した場合の県への通知について、改めて指導した。

(文化財課)

基本協定書の規定に従い、再委託先の通知がなさ

⑤ 指定管理料の設定について

【人事課・財政課】

指定管理業務の実施に当たっては、県から指定管理者に指定管理料が支払われる。

指定管理料の算定については、人事課・財政課が制定している「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」により、指定管理業務の範囲、業務の要求水準、利用料金制の採用の有無等をもとに積算することとなっている。

これにより、利用料金制を採用している施設においては、指定管理業務に係る支出見込額が収入見込額を上回る差額分を指定管理料として積算し、使用料が県収入となる代行制では指定管理業務に係る支出額そのものを指定管理料として積算することとなる。また、代行制のうちメリットシステムを採用している場合では、収入が収入目標額の110パーセントを超えた場合は、当該超過分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料に上乗せし、収入が収入目標額の90パーセントに満たない場合は、当該不足分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料から減額することとなっている。

今回の監査の対象となった各指定管理者のうち利用料金制の対象である指定管理者やその所管課からは、努力して収入増やコスト削減を実現しても、その分が次回の指定管理料公募額の積算に反映されて指定管理料が減額されるため、努力が収益増に結び付かず、民間の事業体としてはメリット感がなく、今後指定管理の受託を継続することは今以上に厳しくなるという意見が聞かれた。

また、メリットシステムの対象である指定管理者からは、収入が収入目標額の110パーセントを超えた場合の指定管理料の増額という制度は良いが、利用料金制を採用できる施設と比べて指定管理者による運営等の工夫の余地が少ない施設であるにもかかわらず、収入が収入目標額の90パーセントに満たない場合に当該不足分の2分の1に相当する額を当該年度の指定管理料から減額する方

れるよう、改めて指導した。

⑤ 指定管理料の設定について

(人事課・財政課)

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことを目的とするものである。

加えて、本県の指定管理者制度においては、民間事業者等の創意工夫や努力をさらに引き出すため、利用料金制やメリットシステムなど、インセンティブの働く仕組みを設けている。

これらの目的の達成や仕組みが機能するためには、入場者数や管理運営に必要な経費を適切に見積もることが前提であり、次回の指定管理者の募集を行う平成31年度までに実態を調査し、必要に応じて指定管理料の積算方法やメリットシステム等のあり方を検討する。

法を設定することは、指定管理者の意欲を削ぐことになるのではないかと意見も聞かれたところである。

指定管理者制度を公の施設に導入することで、コストの抑制も含め施設の効率的な運営を図ることが期待されているが、同時に公の施設は、県民がそれを利用することで生活上の様々な便益を享受することを目的として設置されたものであり、そのためには運営に当たる指定管理者の活力を引き出し、維持するという視点も必要である。

指定管理者制度も導入されて10年以上が経過し、上記したような指定管理者からの意見も見られるようになってきていることから、人事課、財政課においては、指定管理者制度を導入している公の施設の運営が長期にわたり安定的に維持されるよう、所管課の意見も聞きながら指定管理者が置かれている状況を適切に把握し、必要な場合は、指定管理料公募額の積算方法やメリットシステムに関するガイドラインの見直しも含め、今後の指定管理者制度のあり方を検討されたい。

II 個別

1 萩・石見空港利用拡大促進協議会

(所管課：交通対策課)

(1) 団体

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

高速道路などの高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、産業や観光の振興、定住促進など地域の活性化にとって不可欠である。

平成23年から大阪路線が夏季期間限定運航となり、大阪路線の定期運航化と東京路線の複便化に向けて航空会社等と利用促進に取り組んでいる。

こうした中、国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京路線の2往復便化による成果が評価され、平成28年3月より、更に2年間の期間延長が決定した。

については、延長期間中の取組の評価が複便運航の定着に繋がると考えられることから、より一層

① 萩・石見空港の利用促進について

萩・石見空港利用拡大促進協議会では、東京線の2往復運航の継続と大阪線の定期便運航再開に向け、圏域在住者や出身者に対する利用助成、団体や個人向け旅行商品の造成支援、交流事業の促進など利用促進に繋がる様々な取組みを行っている。

特に、東京線の2往復運航については、平成29年度の利用促進対策を拡充し、島根県、島根県観光連盟、石見観光振興協議会など「萩・石見空港東京線利用促進対策会議」の構成員や航空事業者(ANA)、圏域の市町と緊密な連携を取りながら、平成30年3月以降の継続に向け、利用者数の増加を図っていく。

の利用促進に取り組まれたい。

(2) 所管課

【意見】

① 萩・石見空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、東京路線複便運航の定着化を図るため、羽田発着枠の期間延長を好機と捉え、団体の利用促進対策への支援を行うとともに、県関係部局や地元と連携した産業及び観光振興、地域振興等による観光利用やビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要確保対策などに引き続き取り組まれたい。

① 萩・石見空港の利用促進について

団体が実施する運賃助成や旅行商品造成支援等の利用促進対策への助成を強化するとともに、東京線については、島根・山口両県、両県の観光団体等で構成する「萩・石見空港東京線利用促進対策会議」を平成29年9月に立ち上げて推進体制を強化し、県が主体となって広域連携による効果的な施策の実施により安定的な需要の創出を図っている。

また、関係市町でも独自の運賃助成制度を設けており、こうした様々な対策により、需要を確保し、東京線2便運航の継続に繋げていく。

2 一畑電車沿線地域対策協議会

(所管課：交通対策課)

(1) 団体

【意見】

① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について

一畑電車沿線地域対策協議会では、一畑電車(株)への支援計画として、平成23年度に前期計画(平成23年度～平成27年度)を策定し、安全性の向上、サービス水準の向上、経費の削減などが図られてきた。さらに、平成28年4月には、前期計画における事業効果の検証を踏まえて、後期計画(平成28年度～平成32年度)が策定されたところである。

後期計画では、新型車両の導入や線路・電路の整備などが計画されており、列車運行や災害に対する安全性の向上、快適性(乗り心地)の更なる改善、柔軟な運行による利便性の向上などの効果が期待されている。

については、後期計画を着実に実施するとともに、一畑電車(株)による自助努力を促し、利用者の増加につながる効果的な取組を進められたい。

① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取組の実施について

一畑電車沿線地域対策協議会では、沿線住民の日常生活に必要な不可欠な一畑電車の運行を維持・支援するため、平成23年度に前期支援計画を、平成28年4月には後期支援計画を策定した。

前期計画に基づく事業の検証では、一畑電車(株)の自助努力もあり、安全性の向上、サービス水準の向上、経費の節減、経営の安定化などの効果が認められた。

後期計画に基づき、10年間の基本方針を踏まえた計画的な設備投資・修繕を行う。さらなる安全性の向上や利便性の向上のため、平成28年度には新型車両を2両導入したところであり、平成29年度にはさらに2両導入する予定である。

一畑電車のさらなる利用促進が図られるよう、新型車両導入の効果を最大限に活用しつつ、計画的かつ効果的な取組を着実に進めていく。

<p>3 (公財)しまね自然と環境財団 (所管課：自然環境課・環境政策課)</p> <p>(1) 所管課 (自然環境課)</p> <p>【意見】</p> <p>① 観光での活用について</p> <p>三瓶自然館は、自然系博物館としての学習機能だけでなく、大山隠岐国立公園・三瓶山地区のビジターセンターとしての機能も併せもっている。</p> <p>入館者数については、平成27年度は10万9千人で、ここ10年間で最多となった平成25年度の16万2千人をピークに、その後、徐々に減少している。</p> <p>また、三瓶自然館の附属施設として、世界的にも極めて貴重な埋没林を保存展示する三瓶小豆原埋没林公園があるが、埋没林公園には団体利用に適した施設がないため、団体の受入がスムーズに出来ない状況にあり、来園者も近年は2万人余で推移している。</p> <p>このような中、平成28年7月、環境省の「国立公園満喫プロジェクト」において、全国で先行的・集中的に取り組まれる8つの国立公園の一つとして、大山隠岐国立公園も選定された。また、埋没林公園については、公園の展示棟にある埋没林の保存方法を考える検討委員会において、保存方法や施設整備の方向性について検討が進められており、三瓶自然館と合わせて、県の中央部の観光振興にも大いに寄与するものと期待されている。</p> <p>については、国のインバウンド対策、県・大田市の観光振興等の動向を視野に、国、地元自治体、県関係部局等との積極的な連携を図り、利便性・魅力の向上について取組を進め、観光面でもより一層積極的な活用を図られたい。</p>	<p>① 観光での活用について</p> <p>平成28年12月に国、県、地元自治体、民間事業者等とともに策定した全体事業計画「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020」の中で、インバウンド対策や三瓶小豆原埋没林のガイダンス施設の整備、三瓶山観光の促進を検討することとしている。</p> <p>現在、プログラムの実現に向けて行動計画を検討しており、三瓶自然館サヒメルと合わせ、施設の魅力向上等に取り組み、観光面において積極的な活用を図っていく。</p>
<p>4 NPO法人 国際交流フラワー21 (所管課：農産園芸課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 花ふれあい公園の備品の管理について</p> <p>花ふれあい公園における指定管理業務の対象となる管理物品のうち、タッチパネルシステム2台</p>	<p>① 花ふれあい公園の備品の管理について</p> <p>タッチパネルシステムについては、モニターが映らなくなる、青線が入るなど使用出来ない状態とな</p>

<p>が、故障のため数年前から使用されていない。</p> <p>このタッチパネルシステムは、平成15年度に設置されており、画面に触れて操作することにより、しまね花の郷に関する画像情報を見ることができるとは、使用できない状態が固定化している。</p> <p>このような状態は、県の公の施設に設置された備品の管理のあり方として望ましいものではないため、適切な対応を早急に検討されたい。</p>	<p>っており撤去した。</p> <p>なお、タッチパネルシステムで提供していた情報については、館内掲示、パンフレット等で情報提供している。</p>
<p>5 (公財)ホシザキグリーン財団 (所管課：水産課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 宍道湖自然館の施設・設備等の課題への対応について</p> <p>宍道湖自然館の入館者数は、開館から約15年が経過する中、ここ数年は年間約10～11万人程度で推移してきたが、平成26年度末に実施された展示施設の一部改修や指定管理者による集客増への取組等の努力により、平成27年度は12万人を超えた。</p> <p>一方で、同館の宍道湖からの取水管が砂や泥の堆積によって詰まり、大型水槽の水替え作業中に水が止まるなどの支障が出ることもあるが、取水管が隣接する水産技術センター（内水面浅海部）のタンクを経由して同館に入っているため、同センターが無人となる土、日曜日や休日に支障が発生した際に対応が遅れる可能性があり、同センターと対応を協議中であること、飼育用の予備水槽の亀裂について応急措置がとられており、水槽の更新が検討されていること等の実情が見られた。</p> <p>予算的な制約がある中、施設・設備の更新・修繕を逐次実施するなど所管課においては努力が払われているが、今後とも展示への影響が発生しないよう、引き続き関係部署と連携し、適切な対応をとられたい。</p>	<p>① 宍道湖自然館の施設・設備等の課題への対応について</p> <p>取水管の詰まりについては、これまで取水先の標識灯の取り外し(管理の簡便化)、取水口の嵩上げ(堆積物の混入防止)等の対策工事等を実施している。</p> <p>土日休日の取水管の詰まりが発生した場合には水産技術センターの職員に連絡し、取水口の付着物の除去や着水井へのポンプ対応等を行うこととしている。</p> <p>今後も通常の除去作業以外に夏場など水替えの不調が予想される時期には、取水口付近の付着物の除去などの事前の予防措置を講ずることで発生頻度の減少を図る。</p> <p>また、飼育用予備水槽の亀裂は応急修理により機能維持が可能であり、施設設備については展示に影響がないよう順次更新を行っている。</p> <p>今後も施設設備の不具合については、引き続き関係部署と連携し、適切に対応していく。</p>
<p>6 (公社)島根県観光連盟 (所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p>	

① 観光振興について

平成26年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、出雲大社の大遷宮などによる観光客急増に対する県東部での反動減や石見・隠岐地域における入込客数の減少傾向に対応し、観光振興施策の効果を全県的に波及させるよう求めたが、平成27年「島根県観光動態調査結果」における同年の市町村別観光入込客延べ数を見ると、県東部が前年比で微減となった一方、石見・隠岐地域は増加している。

このように、平成27年において県東部では入込客数が大きく減少せず、大遷宮以前より高い水準を保つとともに、石見・隠岐地域では増加に転じていることは、所管課等との連携により観光資源の育成や誘客宣伝活動等に全県的に取り組まれた成果と考えられる。

については、今後とも関係機関が連携し、観光振興の効果が一層全県的に波及するよう取り組まれない。

また、平成27年の外国人宿泊客延べ数も前年比で大幅な増となっており、引き続きインバウンド客の一層の増加に向けて取組を強化されたい。

① 観光振興について

当連盟においては、県や広域観光推進組織との連携と役割分担のもと、専任職員を配置している強み（専門性・継続性）を活かし、県内各地へ広く誘客を図るために、引き続き圏域毎の取組を強化している。

出雲地域においては、首都圏の旅行会社やマスコミへ向けた観光情報説明会を神話の国縁結び観光協会（松江市、出雲市、安来市で構成）等と連携して開催し、旅行商品の造成や情報発信を促している。

石見地域においては、羽田一萩・石見空港便の利用促進事業を通じて石見観光振興協議会と引き続き連携を図り、石見の食と温泉を巡る「石見の神楽めしクーポン」や「石見ぶらり手形」を企画し、旅行会社へ提供することで個人旅行客の域内周遊を促している。また、県外イベントにおいてブース出展し、「石見神楽」や「石見の食」を中心とした魅力発信を行う民間事業者組織「石見ツーリズムネット」を支援し、石見地域への誘客強化に取り組んでいる。

さらに、平成29年は石見銀山世界遺産登録10周年の節目にあたり、誘客に向けた取組を強化している。

隠岐地域においては、引き続き関西や山陽等の旅行会社に商品造成を働きかけるとともに、食の魅力化として隠岐観光協会等と連携して取り組んでいる「ご島地グルメ」のWEBサイトを制作し、情報発信を強化している。

これらの施策効果が県全体に波及するよう、今後も県や関係機関と連携を密にし、一層の取組強化に努める。

また、インバウンド事業については、県との役割分担により現在のところ実施していないものの、職員を県観光振興課に研修派遣するなど、今後の実施に向けて体制の強化を図っている。

7 石見観光振興協議会

(所管課：観光振興課)

(1) 団体

【意見】

① 石見地域の観光振興について

石見観光振興協議会においては、「なつかしの国

① 石見地域の観光振興について

石見観光振興協議会において今後も「なつかしの

<p>石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進しており、平成27年度は神社における神楽上演や宿泊客を対象とした出張上演等、貴重な観光素材として石見神楽を活用する取組を実施した。</p> <p>また、石見の食材を活用した新ご当地めし「神楽めし」キャンペーン等を推進するなど、地域資源を活用した観光客数の拡大に向けた努力が続けられている。</p> <p>平成27年「島根県観光動態調査結果」における同年の市町村別観光入込客延べ数を見ると、石見地域は前年比で増加しているが、このことは、上記したような努力による成果と考えられる。</p> <p>ついでには、石見神楽ブランドの確立に向けた取組等を引き続き進めるとともに、各地域にある観光素材の新たな発掘と観光商品としての磨き上げに、県と地元がより一層連携して取り組まれない。また、萩・石見空港の利用促進対策との連携による観光振興の方策についても更に検討されたい。</p>	<p>国石見」をキャッチフレーズに「石見神楽」を核とした広域観光を推進していく。</p> <p>「石見神楽」については平成28年度に外部有識者による「石見神楽プロモーション戦略」を策定しており、平成29年度から3か年計画で、首都圏における認知度の向上を図ることや、首都圏からの来訪者における石見神楽の経験率の向上を図ることを目指し、取組みを実施する。</p> <p>あわせて、石見9市町と連携し、各地の観光素材の磨き上げ、情報発信に取り組む。</p> <p>また、萩・石見空港の利用促進策としては、石見の魅力アップを図ることはもちろん、着地型商品をパッケージ化し、首都圏の旅行会社へ地元の旅行会社と連携してPRを行う。</p>
<p>8 (株)M I しまね (所管課：文化財課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 利用者の安全確保について</p> <p>古墳の丘古曾志公園については、全体的に施設・設備の老朽化が進んでいる。また、中には地盤沈下が発生し、ロープを張って立入制限をするなど急場をしのいでいる箇所もある。</p> <p>ついでには、利用者の安全確保のため早急に施設の点検を行い、必要な対策を講じられたい。</p>	<p>① 利用者の安全確保について</p> <p>維持保全計画策定のための施設の劣化度調査や指定管理者の定期・日常点検により発見された要修繕箇所について、利用者の安全確保を最優先に引き続き計画的な修繕を実施する。</p> <p>今回指摘のあった箇所については、修繕を実施した。</p>